會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 三 第

卷六十第

行鞭目一月三年二十正大

アダム・スミス生誕二百年	性別年齡別失業統計 · ·	米國研究の必要 ・・・・	雑錄	舊岡山藩の社倉法に就て ・	說	小作調停法案に就て ・・・	地 租 論・・・・・	時論	基督教文明の發展概論・	階級に就いて	加特力数の社會論者に就て	キン派の社會改造哲學及び連帯思想	公 阙
•	•	•		•			•		•	•	•	想	
•	•	•		•			•			•	٠		
法 學 士	經濟學士	法學 士		經濟學士		法學博士	法學博士		法學博士	文學博士	法學博士	文學博士	
本庄榮治郎	岡崎 文規	本庄榮治郎		黑 正 巖		河田嗣郎	小川鄉太郎		財部 靜治	高田 保馬	田島 錦治	米田庄太郎	

時論

租論

地

小川 鄕 太 郞

地租委譲論に對して短評を加へて置いた。 て研究して見たいと思ふ。 きか、其利害の關する所頗る大なるものがある。そこで私は茲に筆を改め、倘少し深く立ち入つ 私は本誌前號雞錄欄に「地租の改廢」を題して、第四十六議會に問題となつてゐる地租輕減論 地租は改正すべきか、廢すべきか、地方稅に委讓すべ

に存してゐる缺點を明にせねばならね。 地租の改正、 廢止、委譲等に關し議論をなすに先つて、我國の地租制度の概要を叙し、 その中

第一 地租制度の概要

二法があつた。定発とは過去幾年かの收穫を基礎として租米を定め凶歉に依り收穫の三割を減じ 地租は我國に於ても昔より發達し來つた稅である、舊幕時代に於ては、地租制度に定発と檢見の

それに依つて租米を定むるのをいふ。 たる場合に其一部叉は其全部を滅免するをいひ、檢見とは、年の豐凶に論なく、毎年作毛を檢視 何れも收穫を課税標準とするものであつたと云つて可い。

に之を完了した。 明治政府は其初め舊幕時代の地租制度を繼承して居つたが、明治六年七月、地租改正條例を公布 り地租改正 收穫標準主義を改めて、 の事業に着手し、 葬で明治十七年三月に至つて地租條例が公布せられた。 地價標準主義を採り、米納主義を廢して、 田畑宅地は明治九年十年の頃に、 山林原野等は明治十四、 金納主義とした。 その後幾回となく多少 五年の頃 それ

の改正を見たけれざも、

此地租條例が現行法の土臺となつてゐるのである。

12 雑種類等の地目を總稱するのである。 類地とは、 れ地租が收益税たる所以である。 して地租を課すること、なつてゐる。 方法如何さいふに、 ものである。 現行法に依れば、 田畑、 故に地價を課稅標準とはするものゝ、 宅地、 其之を定めたる當時より過去五年間 土地は用法に依つて地類を分ち、 **瀬田、鑛泉地等の地目を指し、第二類地とは池沼、** 此の如く地價は土地の收益價格であるが、 是等の地目には一筆毎に地價を定め、 而して其地價は土地の收益を一般の金利で還元して算出 其奥には收益がひそんでゐるのである、是 之を第一類地と第二類地としてゐる。第一 の收穫を調べ、 それを金銭に換算して、 其地價を課稅標準と 山林、牧場、 其收益を還元した 原野

(第三號 六九 四九三

租

それ

より種肥料代

(總收入の一割五分)

地租

(地價の百分三) 村費 (地租の三分一)

行ひ、 なつてゐた。所で其後、時世の進むに從ひ穀價は非常に騰貴して來たのに反し、 を擦除し、其殘額を一般金利で還元したのである。而して其當時の穀價は全國を平均し、米に在 大に懸絕して來た。殊に都會に於て甚しくなつた。そこで明治四十三年に至り、 して來たので、收益價格とは云ふものゝ、茲に所謂地價と現實に賣買せられてゐる所謂時價とは 増減屈伸し、七朱を以て極度としたが、全國を平均すれば、田は六朱一毛張、畑は六朱三毛强と つては一石四圓十八錢五厘、麥に在つては、一石一圓九十七錢八厘弱、大豆に在つては一石三圓 一錢五厘賜であつた。又還元率たる利子は大概六朱を以て普通の程度とし、土地の狀况に依り、 市街地と郡村とを問はず、賃賃價格の十倍を以て宅地價と定めたのである。 金利は段々低落 宅地價の修正を

即ち其場合といふは、山地目を變換したるとき、②開墾したるとき、③開拓鍬下年期明に至りた 土地利用方法を變ずるが爲めに收益に異動を生する場合には、地價を更正することへしてゐる。 るさき、 とがある。そは土地の利用を促進せんとするが爲めである。 地價は此の如く一旦定めてより以來、部分的地價及宅地價の外未だ之を修正せないのであるが、 (4)土地荒廢したるとき等である、但し開墾を為したるとき一定の期間、地價を据置くこ

天倭不順に因り收穫皆無に歸したときは、一定の年の間、之を免租することゝなつてゐる。 地租 |には別に免税點を存せないが、天災に罹り、地形を變じ荒地となつたごき、又は災害若は

圳 租 |は地價に稅率を乗じて之を算定する。其稅率は、宅地に在つては地價百分の二箇半、 田 畑

に在つては地價百分の四箇半、 其他の土地に在つては地價百分の五箇半となつてゐる。

備へ、各人が其市町村内に於て現に有してゐる土地の地價を明にして置くのである。 轉ある毎に之を訂正し、 のであ 地 租徴收の技術上の便宜の爲めに、 ż その中に各筆毎に地番、 市町村に通知するのである。市町村にては一人別地租名寄帳。。。。 反別、 土地臺帳なるものを調製し、 地價、 所有者等を登録し、 之を各税務署に備へ付けて置 土地の異動、 税務署の通 所有權の移 なるも Ō

を反證するものと謂ふべきである。 よりも其課税物體たる土地を捕へることが主要なる問題である。 此 (の如く土地臺帳には所有者の名を登記してあるけれごも、そは納稅者を明にするが爲 地租にあつては、其土地を何人が所有してゐるかさいふことは重要の問題で無い、 偶々以て地租が物税であること 似めに外

それ

知に依り其時々々に改訂して行くことは論する迄も無い。

地 租 の 鈌 點

我國 の地租は地價を課稅標準としてゐる、 それより種々の缺敗が出て來るのである。 **擔税力に應せない税とな**

玼 粗

(第三號 七一) 四九五

六卷 (第三號 七二) 四九六

つてゐる

わ は全く面目を改むるに至つてゐる。從つて土地の收益は大となり、延て其地價も非常に昂騰して 所で此約半世紀の間には、農業技術は著しく進步し、交通運輸の便も大に開け、 修正はあつたけれごも、 治九年、 正せられてゐないのである。從て今日の地價は約半世紀以前の地價に從つてゐるといつて可い。 地 價は既に述べた通り、明治六年七月、地租改正條例に依り、明治七八年から、田畑宅地は明 是が故に昔ながらの地價を課稅標準として稅せば、其地主の持つてゐる擔稅力に適應する 十年の間に、山林原野は明治十四、五年の間に、之を定めたものである。其後部分的地 又宅地價は明治四十三年に修正せられたけれざも、其他は大體に於て修 國民經濟の狀態

地主の總收入より耕作其他の諸費を除き去り、純收益を求めて之を普通の金利にて還元したので 實情と相距ることの遠いここを了解することが出來る。地價の鄭出方法は第一項に述べた通り、 あつた。 となつてゐたといふことである。此計算の基礎である收穫高は五年間の平均であるから、 還元率たる金利は六朱を以て普通の程度としたが、平均、田は六朱一毛張、 は一般論であるが、 而して其收穫は其當時より過去五年の收穫であり、 **尙少し立ち入つて如何に地租が算出せられたかを觀察すれば、今日の** 米價は平均四圓十八錢五厘 畑は六朱三厘强 一であ 豊凶の

課税とならぬのである。

關係も其間に斟酌せられてゐると見て宜しいけれざも、明治初年の農業技術と今日の農業技術と そこに非常の懸隔があり、從て其收穫高も當時と今日とは大なる差異を生じて來て。。。

が増してゐる以上は、其點のみよりも土地の收益價格が、増してゐると見ねばならぬ。次に穀價 るのである、 固より此收穫の増加は高價なる肥料を用ひたるにも負ふ所少くあるまいが、收穫

三十圓の間を往來してゐる。 見るも、今日の收益地價は當時の收益地價の五六七倍に達してゐるといは に就て之を見るに、 世界戦當時に於て例外的に高く上ぼつたが、今日に於ては米は二十五慮から ザ ッ ト地價制定當時の六七倍と見て可い、さうすると此點のみより ねばならぬ。 更に進ん

運公債以來五朱を標準とし、民法も當事者間に特約ない限り、利息は之を五朱とすると定めてゐ よりしても今日の收益地價は當時の地價よりも大に高くなつて來なければならぬ。 が六朱餘であつたのと比較すれば、正しく一朱餘低落してゐるのである。果して然らば此點のみ るから、先づ此の如き場合に於ける還元率は五朱とすべきであるこ思ふ。地價制定當時の還元率 で還元率たる金利に就て見るに、 世界戦以來、大體金利を上げてゐるが、 日本の公債利子は、 整

なである、賃貸價格の十倍といへば、 次に宅地價に就て之を見るに、 畤 還元法に依つて之を算定した。換言すれば、賃貸價格の十倍を以て宅地價をした 明治四十三年に於て根本的修正をした。其修正地價は賃貸價格 一割の金利を以て還元したやうにも見ゆ ゟゕ゙ 質は賃貸價 の

群

位に見積つてゐたのである。 榕 の幾十倍にも達するのが出來ることゝなつたが、それでは餘りの急變であるとし、 百分の つては從來地價の十八倍、 0) 中より修繕費として其百分の五、 を差引き、 其残額を普通金利で還元したのである、 郡村宅地に在つては從來地價の七倍二割を超ゆるものに限り、 所で此の如く賃貸價格の十倍を以て宅地價とすると、 地租として地價の百分の二・五、 但 し地主の收益は之を地價の百分六 其他の公課として地質の 市街宅地に在 從來の宅地價

倍又は其七倍二割を以て修正地質としたのである。

於てさうである。 を經て來て、 の割合に地質を低く見積つたことになつてゐる。 此宅地價の修正手續を見ても、 宅地の賃賃價格は大に騰り、 是が故に宅地租の課税標準たる宅地價は比較的近年の修正にかいるに 既に修正の當時に於て、 從つて宅地價も亦非常に騰貴してゐる、 所で今や宅地價の修正あつてより十數年の星霜 收益の非常に多い宅地に對しては 此くして地租は實際の擔稅力に應せ 殊に大都市 拘らず、 收盆 Ü

ない税さなつてゐる。

する税さなり得ないのである。蓋し土地に關して擔稅力に應する稅を課せんとせば、 以上は我國 更に進 |んで理屈の上から考ふるに、地價を課稅標準とする以上は、地租は丁度擔稅力に應。。。。。。。。。。 いいいいいい |の現在の地租が各納税者の擔税力に應ぜない税となつてゐることを明にしたのであ 其年々歲

られ のであ 年の平均收穫を土台として割り出 は、其歳其年の收穫の大小に拘はらず、 其土地より得べき實際の純收益を標準とせねばならぬ、 與制度となって來(明治十三年第三十一號布告、備死僑潛法、明治三十二年僱災救助基金法)、終に、 年の間を平均すれば、 σ に依つて大に異り、其年の豐凶 如何に依つて又大に 異るべきである。 收穫皆無に歸 正三年法律第一號災害地地和冤除法)が行はれるに至つた。此地租趸除制度は災害地のみに適用 て、第一には地租延納制度が採用せられ(明治十年大政官布告六十二號、凶嬴租稅延納規則)。。。。。。。 の如き論法を以てしても、全然收益なき場合を辯護することが出來ない、 ケ年の平均收穫を取つて計算したとしても、無收穫の年を考慮の中に入れて置いたものでないか い課税をなし續けることになり、 るの 30 である。 旣に我國に於て凶年には必ず地租の滅 発を請願す る者が 頻に出で、其救 濟寺段とし 茲に災害地さいふは、 したる田畑を指すのであつて、 尤も收穫皆無といふも實際の取扱としては、 失張り實際の收録に適應すると辯するものがあるかも知れぬ。 實際の擔稅力に懸け離れた 北海道又は府縣の全部又は一 したものである 又其穀物の價格の高低に關せす、 其納稅義務者の申請に依り、 から 其年の收益に相適應せないとしても、 而して實際の純收益は、農業の改良如何 る税さなるのである。 主作物の一年を通じたる收穫額が 部に亘る災害又は天候不順に依 然るに 蓋し地價決定の際に五 年々歲々殆 其年分に限 地價 第二には、地租賃 地租免除制度(天 或は地 制度にありて 併し乍ら此 つて発租 せられるも んご同 價は 數

時 論 地 租 論

第十六卷 (第三號 七五) 四九九

胩

第十六卷

租の恩典に浴することが出來ぬ。又收穫減少の程度に於て稅額を減ずる譯にも行かぬ。從つて明 黙を緩和することが出來てゐる。併し乍ら凶年で收獲が少くても、平年作の三割以上あれば、 平年作の凡七割以上を減じたる場合をも包括してゐる。 ない場合には冤租せられることゝなるのである、 に擔税力に應せない税となるのである。 此程度に於て地價制度の擔稅力に應せざるの缺 是が故に收穫が平年作の三割以下に過 趸

νĴ 恩典が有るに拘らず、 理由に依り、 從て擔稅力に富むことになるが、さりとて地價を課稅標準とする以上、其年に限り餘計に增徵 るこごが出來ぬ。 以上は凶年に就て之を考へたものであるが、豊年に際しては、納稅者は平年よりも收益が多く 異常の收穫を得る際には、 一體理屈からい 増徴の便法が開かれてゐないのである、 へば、 無收穫の場合に発稅の恩典を與へるならば、 増徴することを得ね ば **辻褄が合はね制度を謂はねばなら** なら ぬ筈である。 然るに発稅の それと同じ

て來るのであ 之を要するに、地價を課税標準とする以上は、地租は、ごうしても擔稅力に應せない稅となつ

二、地租は現在、各地主の間に於て不公平なる負擔となつてゐる。

此負擔の不公平は、 地價が如何に定められるかを見ても直に判斷することが出來る。 地租改正

な 事 方間に公平を得てゐなかつたのである。 かつた。 紫 に地價を低 は明治七八年に初まり、明治九年十年若は明治十四、五年に完成したのであつて長きは約十 んとする歳月を費したのであつた。 地 方に依つては他 く算定 した所もあつた。 日の修正を期し忽卒の間に業を竣つた所 所で其當初に於て各地主の間に負擔の公平を得てゐたも 是に由て之を觀れば、地價を定めた當初に於て既に各地 此長い歳月の間に終始一 貫して遣り遂げることは出 b あり、 叉地 方に依つては 來`

鑑に早 められてあつても、 ば農業の改良の大に進める地方にありては、然らざる地方よりも、叉交通機關の發達せる地方にあ 交通機關の發達、 ては、 く地 然らざる地方よりも、 一價の昂騰を見るべ 都市の膨脹が各地を通じて全く同一步調で進んでゐないからてある。 軈て又不公平になつて仕舞ふのである。 きである。 更に都市の膨脹して已まざる所にありては、然らざる地方よりも、 此くして一定の時に於て地價が各地方の間に、 我國 の現狀は正しくそれで 公平に定 換言すれ ある。

のにあつても、時世の進むに從ふて負擔の不公平を生するに至つた。それといふも農業の改良、

比較的 。 『重い負擔をなすことゝなる。 地租には冤税點が無く、其の税率も相當に高いから、 極めて僅かなる土地を有する者も、

じく收盆税であつても、 批 稫 は地 一價に對して客觀的に課稅するものであるから、 營業税に於ては大資本を擁して營む營業の外は発稅點を存してゐる、 **発税點の規定が設けられてゐない。** 此 同

租

第十六卷

點に る 同 B 場合に原則として各營業場毎に又營業の種類毎に課稅標準を計算し各別に課稅することゝなつて が一步を進めて考ふれば、警業税も亦同一人が異つた警業場に於て同一若は異つたる營業をなす み合計し、 定めねばならぬのに、 Ł 權衡を得てゐない譯である。 於て地租 應理由 然るに營業税には発税點の規定を設け、地租には其規定を缺いてゐるのである、 一地目又は別地目の地價を通算せないで、 從て地租に於て同一人に屬する同一市町村內の同一地目毎に稅 其同一納稅者が同一市町村内に於て有する別地目の地價や、他の市町村内に於て有す の無いことでは無い、 は營業税に對し權衡を得てゐない。 現制度に於ては各納税者が同一市町村内に於て有する同 若し營業税に発税點を定むることを是認すれば、 蓋し発税點は同 別々に賦課することゝなつてゐるからである。 尤も地租にあつて発税點の規定がな 一租税義務者の納付する地租の總額に就て之を す る حح 地租にも発税勲の 選を異にしてゐ 二地目 両 の地質をの 者の問

他の土地の地租は地價百分の三・三に高めた。明治三十七年幷に同三十八年の非常特別稅法が制定 らるゝに及んでも、 三と定めてあつたが、 州。 2租の税率は種々の變遷を輕てゐる。。。。 此率を改めなかつた。 明治十年に之を地價百分の二・五とし、明治十七年の現行地租條例の制定 其初め明治六年の地租改正條例に於ては、地償の百分の 明治三十二年に至つて市街宅地租は地價百分の五、 其

制度を置

かねばならぬ

五となり、田畑地租の税率は地質百分の四*七となり、最後に大正三年の改正に依り、田畑地租は 土地は地價百分の五・五こなつた。明治四十三年宅地價の修正があつたと共に其稅率は百分の二・ せらるゝに及び更に瑠率となり、郡村宅地は地價百分の八、市街宅地は地價百分の二十、其他の

地價百分の四・五となつたのである。是が現行稅率である。 現行稅率を地租改正條例當時の率に比

すれば、正に五割の増率である。

是れ亦驚くべき高い率であると評せねばならぬ。財産税の新設に反對する者はその税率の千分の なる以上、地租は驚くべき重い税であつたと謂はねばならぬ。 地價の百分三若は百分の二・五とい 時代の五公五民に比し滅稅せられたことになつてゐるが、それでも土地所得の四割を奪ふことに **ふ税率に就て考ふるも、** 地租改正當時の税率と地價とを案ずるに、大體に四公六民の割合となつてゐた。四公六民は舊慕 地價が收益より割り出され而も實際の價格を言い表はされてゐるとせば

時に於て最も甚しく元本を侵蝕したものであると評せねばならぬ。 一・五を以て元本を侵蝕するものであると批難したのであるが、其論理を以て推せば、地租は其當

てゐるやうにも思はれる。倂し乍ら他の方面より觀察すれば、實際の地價が大に騰貴して來てゐ 今日の地租の税率は改租當時に比し、 **五割方高くなつて來てゐるから、** 一見非常の重税となつ

時論 地 租 論

第十六卷 (第三號 七九) 五〇三

に地價 ば、 税となつた、 收益に對する負擔の割合は寧ろ滅じて來てゐるといはねばならぬ。所で更に一步を進めて考ふれ るのに、 改租當時に於ては、 0 修 昔ながらの地質を改めずにゐるのであるから、 証な 從つて地主は所得税に於て税せられ、 かり しが 地租中心の税制であつたのであるが、今日に於ては地租は所得税を補 爲めに、 實際の收益に對する地價の割合は多少減じてゐるとしても、地 更に地租に於て税せられるのである。 税率は増して來てゐるに拘らず、 是が 故

主の負擔は大體に重くなつて來てゐると謂はねばならぬ 四、地租の收入は毎年殆んざ確定して、其收入に彈力性が無い。

9 何に拘らず、 地租は地質を課稅標準として課し、 新開地及荒地の発租明となるもの、低價の年期明さなるもの、開拓の年期明となるもの、 其國康に齎す收入は年々歳々殆んご一定して動かない、唯觅租地が有租地に成るも 其地償は、 大體に於て修正せられないから、 土地の收穫如 閞

あり、 の発租地となるもの、 墾の成効するもの、 その差だけは年々地租の收入を増すことゝなつて 地目變換、 **荒地となるもの**、 地類變換等の行はるるものが、 災害地 の冤租を受くことゝなるものよりも多いのが常で 年々相當にあつて、 それ カゞ 有租地

Ē

今最近の統計に依つて有租地の反別地價及地租を示せば左の如し、

年 (1月1日) 大 īĿ. 一四、宝口、九天・八 一回、高一、五六・七 1四、100元年 •0 |四、五八五日 16.46回,斯德国,图1 | 医、二一、三元・四 四、交三、短人-三 一、四个、生活、古人 一、04、20二、20至 1、20%、1六0、八八八 (1) (四) (1) 、四0人、六10、九八三 地 、九〇六、五六七、五九七 、四人、四三人、六八三 塩、空気への 会、五七、三品 地 量、会大、一章 量、医元、氮三 出、公式、八四 金、501、320 年"(i月]日) O 四 1至101人1次01-次 三、四八、大三、四 宝、天文、三字•四 | 第 10 / 第 10 | 第 1 |四、過三、0空-六 瞍 一、九三四、0二七、六四5 一、超量、三九、超 一、 九三九、六四七、 一七七 一、空二、人芸、完 1、21至、三六三、0六 一、古人、益三、大 一、公里、然一世、八四 地 價 1四、1四、八里 湖(光)图()图 望(至古人)无 地 超二六八七章 50%、100% 41. 大八里、三 E 当、美産、三二

率が高かかつた為めであり、明治四十三年より大正三年迄、七干五百餘萬圓に滅じたのは、 見ねばならぬ。卽ち明治四十二年迄、八千五百萬圓の收入があつたのは、非常特別稅法に依る稅 主さし

此表に依つて之を觀れば、從來地租の收入の變動したのは、主として稅率の變化に因るものと

[四人完/四六十]

一九二八美一、三六

宏、宏元、画图

14.图[4,图[4,图]

一、空二、二八九、八三〇

力型、图内图、力力1

を見るに過ぎぬ、以て如何に地租の收入が彈力性に乏しきかを知るべきである。 地租は所得税の補足税であり乍ら、其徴税上に於ては毫も所得税と相補ふ所がない。

て田畑地租の税率が更に千分の三程輕減せられたのに因つたのである。

地租は、 羝 地價を課税標準として課稅するのであつて、年々の收入が殆んど一定して動かないこ

穫の上に於て異り(小作地にありても小作爭議の如何に依り小作米として得る額に相違を生する)

粗

第十六卷

(第三號

スこ

五〇五

とは、前述ぶる通りであるが、地主の土地より得る所得は年々歳々必ずしも同じでない、そは收

大正四年來は多少の增減

時

ことが 穀價に於て異るからである。 を控除したるものゝ平均に依り算出することゝ定めてゐる。 出來な。 現行所得税法に於ては、 是が故に所得枕に於ては、 田畑の所得は前三年間毎年の總収入金額より必要の經費 地價を参考として、 地主の所得を定むる

三 地租廢止論

税を立てないで無條件的に之を廢せんとするがある。 は皆謀税標準たる地價制度に根ざしてゐるのであるから、 率の高いことは、 負擔を輕くせ 立論してゐると限らぬ。 を根絶することが困難である。 所で目下我國に於て矢釜ましく論むられてゐる地租廢止論は、 前項に述べた通り、現行地租には重大なる觖黙がある。其第三缺點たる発稅縣の無いことや稅 之に代はるべき税を立てることを條件として之を廢せんとするがあり、或は何等代はるべき んが爲めに國稅としての地租を廢せんとする 現行地租條例に改正を加へば、其弊を除くことが出來る。 或は營業枕を廢する道伴れに地租をも廢せんとするがあり、 そこで現行地租を廢止するといふ論が起つて來るのであ 假に前者を條件付廢止論と名け、 地價制度を廢するにあらざる限り、 かゞ あ న<u>్</u> 必ずしも此地償制 叉是等の地租廢止論 其他の缺點に至つて 度の 或は 後者を無 觖 優農村の 熊 の中に より

條件的廢止論と名けて置き、逐次に之を吟味して見やうと思ふ。

無條件的廢止論

かうといふ議論を總括していふ。 無條件的廢止論とは、 國稅としての地租を廢し、 而も何等之に代はるべき租枕を立てないで置

無條件的廢止論を主張する者は、 營業稅廢止運動者と革新俱樂部と政友會とである。

營業稅廢止運動者は、商工業者の團體であるが、其中には、その營業稅のみの廢止を主張して。。。。。

る譯でない。從て餘り人に知られてもゐない。倂し營業稅廢止運動者が地租の廢止をも唱ふる以 之を營業稅廢止運動者の地租廢止論といふ。此論は謂はゞ教本主義であつて、其主張者に熱があ 其終に實行し得られざるを見て取つて、地租をも其道伴れに廢止せんとしてゐるものがある。

上は之を地租廢止論者の中に列ねて置かねばならぬ。

革新倶樂部は、 地租と營業税とを擧げて地方税に委譲すべきであると主張し、 既に第四十六議

會にそれに闘する法案を提出してゐる。

とせないことに於て一致してゐる。是れ私が是等の議論を一括して無條件的廢止論と名くる所以 政友會は地租を地方税に委譲すべきであると提唱し、其建議案を第四十六議會に提出してゐる。 此等の議論は亙に多少異つてゐるけれざも、國枕としての地租を廢して其代りの稅を立てやう

胩

である。

租 論

第十六卷 (第三號 ヘミ 五〇七

脖

論

第十六卷

を明にせなければ、 併し何故に之を廢止するかの理由を明にせなければ、又之を廢しても稅制を紊すものでないこと 無條件的 廢止論は以上論するが如くにして、我國に於て相當權威を持つてゐるの 何人をも首肯せしむることが出來ない。 であるが、

租 出 地租を全然廢止すべきであると主張するならば、 をも目的としてゐるとせば、地租を委讓するさ同時に現行地租制度を改正することを條件とせね 輕減することを目標としてゐるといはねばならぬ。若し地租委讓論が地租の缺點を除き去ること そこで地租委譲論は地租の缺敗を除き去ることを目標としてゐるといは 故に地價制度を根本的に改むるにあらざれば、 げ、そこに其魔止の論據を求めねばならぬ。 てわる。 の輕減を圖り、其餘力を生産的事業の方面に用ひしめて産業立國の根本に資すべきであるとい として觖點多き地租が、 . 來ぬといふことに論理を採らねばならぬ。果して然りとせば、 は缺點が多いから、 然らば何故に地租を廢止するかといふに、其理由は一でない。。。。。。。。。。 此論理よりすれば税率を低くして地租の輕減を圖るこ選ぶ所がなくなるのである。 國税として之を廢し地方税に委譲するとい 地方税に移つて行つたとて、直ちに缺敗なきものとならぬ 所で地租の鉄點は主として地價制度より來つてゐる。 地租の缺點は之を根絶することが出 地租は之を廢止せざれば其弊を除き去ることが 前項に述べたるが如き敏點を擧 ふが 革新倶樂部の如きは、 如きは意味をなさ んよりも、 地 水の。 からである。 租 ņ 國民負擔 夫の地 國稅

ばならぬ。 さうなると地租 |廢止論でなくして地租改正論となつて來るのであ

次に地租の廢止が税制の上に及ぼす影響如何といふに、。。。。。。。。。。。。。。。。。。 地租が營業税と共に廢止せられ

場合と地租 「のみが廢止せられる場合とを區別して考へねばならぬ

とし 第一に地租のみが廢止せられて營業税が廢止せられぬ場合は、收益枕制度を愈々不完全なるもの。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 都鄙の間に負擔の不公平を來たすこととなるのである。蓋し地租と營業税とは收益稅

税を廢して地租を廢せない場合に就ては、甞て本誌に於て詳論したことがある。其際に述べ 爨を成してゐるものである。其一を廢して其二を存することは當を得ない。 して地租を廢せない場合も、地租を廢止して營業稅を廢止せない場合も、相異る所が多い。 其論理は營業税を廢 た埋

茲に詳論することを避け、單に不當であるといふ斸案を下して置く。

屈は地租のみを廢し營業税を存して置かうこする場合に全然當で篏まるのである。

故に私は

再び

せないのが不當であると同様に、 以上の論は又地租委譲論にも當て篏めることが出來る。 地租のみを委譲して營業税を委譲せないのも亦不當と謂は 即ち營業税のみを委譲して地租を委譲 ねいはい

譲 の第 地租 一歩である、 委讓論は此の如く不當であるが、或は斯う辯護するかも知れぬ。 後には軈て又營業税の委譲さなつて來ねばならぬ。 只地租と營業税とを二つ 卽ち地租麥讓は收益稅委

喆

論

抽

和

論

第十六卷

(第三號

八五)

五〇九

1) 推稿、營業稅論(本誌第十五卷第四號129頁以下)

此の如く論ずれば、 乍ら一時に委譲することは財政上困難であるから、 臨時財政經濟調査會の答申案たる地租營業税の半額委譲と同工異曲である 假に此過渡的時代を設くるの必要が あるさ。

いはねばならぬ。

b, 若は委譲する場合よりも更に論理に適つてゐると謂へる。蓋し此の如くすれば、 庫は一時に一億二千萬圓の收入を失ふことゝなり、 る負擔の不公平を生ずることがないからである。但し地租と營業税とを同時に委譲するときは、國 第二に、地租と營業税とを一緒に廢止し若は委譲する場合に就て考ふるに、地租のみを廢止。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 容易に實行し得られぬであらう。 我國の財政上、收支の不均衡を來たす虞があ 都鄙の問に於け

カ^{*} 税制を整理する所以でなくして、 うなると國稅たる直接稅に於て財産重課殊に財産所得重課の趣旨を達することが出來ない、 は收益税の一支柱を毀つて以て所得税を收益税を對立してゐる稅制を打ち孃はすことになる。 りなくして之を廢止し若は地方税に委譲すべきでないと論斷せねばならぬ。 四 更に進んで地租の廢止若は地方委譲を所得税に關聯して考ふるに、 以上 は 地租 0) 廢止若は地方委譲を營業税の廢止若は地方委譲に關聯して考へたので 税制を亂だすものである。 そこで地租は營業税と共に其身代は 地租の廢止若は地方委譲 是れ đ ž

二 條件付廢止論

地租 3 税論幷に直接税制度整理論の題の下で、本誌に於て詳論した所であつて、茲に再び説く必要 して ることであ ば 條件付廢止論は、 臨時財政經濟調查會の答申案の如きは即ちそれ 0) 身代は 財産税を起 Ŋ 地租を地方梲に娑譲することも亦當を得てゐることである。 ú 財産税の中に存してゐ 地租を廢すると同時に其身代はりとなるべき稅を起さんとする 從來の國稅地租は之を地方稅に る譯である。 であ 此の如 委 ž 譲 -13-共答申案は前にも述 き財産税を起すことは んとするので ある。 是れ亦私が べ 天に tz 此場合に 通 b 常で財 理 h の 國 由 で 於 カジ かゞ 稅 無 あ đ)

等改正 , , ふに在 正しやう 日を緩うし得ざると同時に、 とするのである。 に之を決行するのでなく、 之を要するに條件付地租廢止論は相當なる理由を具へてゐると評せねばならぬ ر ا ا 臨時財政經濟調查會の案は國稅としての地租を地方稅に委譲するの方針を立て乍ら、 を加 さしてゐ やうともせないのである。 應尤もであるが、 る。 然らば其過渡的時代に於て地租を如何にするかそいふに、 こは慥に權衡を得てゐない。 先づ其一半を委譲し後財産税の完成するを待つて他の一半を委譲 又其改正も左程困難でないのに反 地租と營業税との間に取扱を異にするといふ批難は之を発るゝこ 之に反して同じく過渡的時代に於て營業稅 而 して其理由さする所は、 Ļ 地租の改 現在の儘 正は容易でな 營業稅 のみは の改 皿に放任 一之を改 īE ځ せん 7)3 t 時 何

とから

出來

ฆู

Ħ

爺

地

租

論

第十六卷

(第三號

八七)

<u>王</u> —

> 拙稿、財產稅論(本誌第十五卷第三號⁹³頁以下) 直接稅制度整理論(本誌第十三卷第一號⁸⁹頁以下)

溡

第四 地租改正論

税が都鄙の間に於て權衡を得ないといふ批難が出て來る。 加藤内閣は營業税の改正を企てゝゐるが、 地租の改正には無頓着のやうである。 是れ地租改正論が 起つて 來た

そうなると減

所以で

ある。

₹, 敤は税率を輕減し又は免税퇐を設くることに依つて之を輕くすることが出來、其他の缺欺は課稅 ζ, 標準たる地價を改むることに依つて之を除くことが出來る。そこで地租改正論は自ら地租輕減論 第五に其徴税の手續に於て所得税と相補はないこと等に存するのであるが、其中に於て第三の缺 と課**税標準**改正論とに分れて來るのである。 地租の改正は其觖黙を除くことを旨とせねばならぬ。而して其觖黙は旣に第二項に 述 べ た 第三に地租が大體比較的重い負擔となつてゐること、 第一に地租が擔税力に應せざる税となること、 第二に各地主の間に公平の負擔さならざるこ 第四に收入が弾力性を有せないこと、 ĮП

一地租輕減論

んとするものに外ならぬ。 地租輕減論は地租の負擔を減ずるここを目標とするものである。 畢竟營業税の輕減に相呼應せ

地租の輕減は種々の方法に依つて之を實現することが出來る。其一は稅率の低減であり、其二

は発税縣を設くることであり、其三は地租附加税を制限することである。

(1) 附加稅制限論

附加税制限論は、 此論は地租條例に手を觸れないで、農村の負擔を減ずることを趣旨としてゐる。第 地方税の制限に關する法律を改正し、地租附加税の最高限を低下せんとする

四十六議會の開かるゝに先ち、此論を提唱するもの少くなかつた。

とゝなつてゐるやうである。倂し此くなつても尙地租と營業稅との間に減稅の均衡を得せしむる ないで、營業税を改正せんとしてゐるのであるから、地租と營業稅との間に減稅の均衡を失するこ 第四十六議會に提出せられたる豫算案並に稅法改正案に依つて之を見るに、政府は地租に觸れ

方法がないでは無い、それは地租附加税の制限をすれば良い、然らば如何にして地租附加税の、

限が可能となるかといふ問題が起る。

は **ゐるが、** 市 町村の間に配分せられることになるが、我國の現在に於ては市よりも遙に町村が多いのであ 他方に於て、義務教育費國庫負擔を三千萬圓だけ増加してゐる。 而して此後の三千萬圓

大正十二年度の豫算案に依つて之を見るに、一方に於て營業税の收入減千九百萬圓を算して

分を受くる程度に於て町村税を減することが出來る。而して今日に於ては町村税としては戶數割

此三千萬圓も大部分は町村の間に配分せられると見て差支ない。さうなると町村は其配

るから、

八九)

五三

畤

論

妣

盐

第十六卷

カゞ ての地租が俄かに改正することが出來ないとすれば、 稅すべきである、 らである。そこで一方が營業稅といふ物稅に於て滅稅するならば、他方も亦同じく物稅に於て滅 減枕しては、 て減税せられるといふことが出來ぬ。倂し乍ら都會は營業稅に於て減稅し、田舍は戸敷割に於て 際に於ては田舍も亦減稅せらるゝことゝなるのであつて、決して都會のみが營業稅の改正 ふこさは、 最も重 く感ぜられてゐ 今日に於て最も宜きを得たる策であると謂はねばならぬ。 辻褄が合はぬとも謂へる、何となれば營業税は物税であつて戸敷割は人税であるか 是に於て地租の附加税を減ずるといふ考が自然に出て來るのである。 る から、 此場合に於ても先づ戸敷割の減税となるであらう。 地方税としての地租附加税を緩和するとい 是が故に實 國稅とし 依

2) 稅率低減論

四十六議會に地租條例改正案を提出し、田畑の地租に就て地租百分の二を減じ北海道の田畑地價 税率低減論は、 現行税率を下げやうさいふのである、 憲政會の主張する所である、憲政會は第

に就て地價百分の一・五を減せんとしてゐる。

減税の權衡がとれることになる。倂し乍ら此論は單に稅率の改正に止まつてゐる。 此案を實行するときは二千四百餘萬圓を滅ずることになる、 營業税に於て千九百萬圓を減じ地租に於て二千四百餘萬圓を減ずるミせば、 それ丈けは明に減稅となるのであ 都鄙 從つて地租の の間 Ü 於て

他の鉄點に至つてはその儘に放任して之を改めやうさせないのである。 るを失はぬけれざも、 地租の最も重大なる缺敗を除くことには觸れてゐないのである。 固より一の地租改正論た 從つて税

制整理の上より見れば重要なる意義を持つてゐないを謂はねばならぬ。

(3) 免稅點新設於

| 免税點新設論は、地租に免税點を設けんとするのである

のである、 極めて僅かな土地を有する者は實際擔稅力に乏しいものである。之を兗稅するは、 で收益税である以上、營業税に於て與へらるべき恩典は又地租に於て與へられねばならぬ。 ę, あるといはねばならぬ。併し乍ら他の方面より觀察すれば、地租は客觀稅の標本とも見るべきも 既に述 地租を納めねばならぬ、是れは明に營業税と權衡を得てゐない所である、地租が營業稅と並 でたが通 客觀稅である以上は、一反一畝と雖ども之を稅すべきであるといふ理論も立つのであ り地租には免税點が無い、 故に猫の額のやうな土地を所有してゐる者で 相當 の理 あ 且. 由

で同 **ታ**ን 否かを考へねばならぬ、 一所有者に屬する同一 カゝ の土地を綜合して見なければ、死税點以上に存するか否かを明にすることが さうするとそこに人稅の性質が這入つて來るのである、 市町村内に在る土地は之を名寄帳に依つて綜合することが出來、 郎ち同人に屬 出來ぬ、所 從

ð,

若し之に冤稅點を設くれば、

其土地を有してゐる人の立場に立つて果して擔稅力

Ŀ

有

す

る

《十六卷 (第三號 九一) 五一五

租

論

胩

第十六卷

くることゝなるのも出來やう、 に於て少し宛土地を有する場合に於ては、孰れも皆兎稅縣以下に落ちて、 て之に依つて其人の擔稅力を捕へることも出來るのである。 さうなれば不合理の甚しきものである。 併し乍ら同一 所有者が多くの町村内 實際上觅税の恩典を受

さる人に重 得以外に土地所得を有する場合には、勤勞所得以外に土地所得を有せざる者に比して擔稅力が大 であるといはねばならぬ、 しも擔税力の乏しい者と速斷することが出來ぬ。更に勤勢所得に衣食する者と雖ごも、其勢務所 又僅かの土地を有するに過ぎないにしても、他に有價證券の動産を多く擁してゐる場合に必ず く土地を所有する人に輕いことゝなる、 然るにも拘らず、 此土地所有に對して冤稅するときは、 是れ亦不合理の甚しいものであ 土地を所有

土地を有する場合には其地の大小に拘らず、 にも拘らず課税するの便宜方法を採り得ねばならぬ。 以上論ずる所に依て之を觀れば、 **免税點を設くることは敢て不可ないが、** 悉く之を税すべきであるとするが如くである。 例 へば、 所得税營業税等を納 場合に依つてはそれ めてゐる者が

一課稅標準改正論

標準を選ぶかの外に方法が無い。地價以外の課稅標準といへば、收穫か 價に改正を加へねばならね、 地租 |の最も重大なる鉄點は地慣制度より出て來るのである、そこで地租改正を企てんとせば地 地價に改正を加へんとせば、現行地價を修正するか、地價以外の課稅 賃賃價格か、 純盆 かの

實行し難からうし、 三の外に出でない、 其收穫を課稅標準とすることは、 又現在に於ても問題となつてゐない。 **舊幕時代の制度に歸るものであつて、** そこで私は以下地價修正説、

標準説、純益標準説の三に就て吟味して見たいと思ふ。

(1) 地價修正說

地租制度の大缺點は之を除くことが出來る。併し乍ら地價の修正に依つて地租制度の大缺點を除 税しても、 である。 依つて租税收入を多くすることも出來、 の課税標準たる地價は其之を修正したる時を距るに從ひ段々と實際の地價と懸け離れたるものと カコ ;んとせば、其地價の修正は一定の年期を隔て之を繰り返へさねばならぬ、さうでなければ地租 地租 一の課税標準たる地償が、 故に此地價を修正し、 擔税力に應ずることゝなり、 實際の地價に適ふやうなものとなすときは、それを標準として課 實際の地價と懸け離れたものとなつてゐることは既に論じた通り 地租をして彈力性を持たしむることも出來る、 各地、各地主の間に於て不公平ともならず、地價修正に 從て現行

畑地 要するのである、 所で此地價修正を屢々繰り返へすことは事實不可能である。 一租額に相當するのである。 田畑のみに就でいふも、 若し地價修正を四五ヶ年間に繰り返へすものとせば、 其額四五千萬圓に上るといふ。 第一に地質修正には多くの費用 是れ正しく一年 四五 度の田

なるからであ

地 租 論

》(第三號 九三) 五一七

肼

論

に一ヶ年の收入を棒に振ることゝなる、 い去ると謂つても可い、 是れ地價修正に反對論が起つて來る所以である。 然らば則ち地價修正費が年々地租收入の四分一 若は五

地價の低減すべきを低減したに止まり、地價の増加すべきものがあつても、之が増加せな 第二號に依り宅地價を修正したのとが成効したに過ぎぬ、 かゞ のである。 なかつた。只明治三十一年法律第三十一號に依り、 布告すべしを定めた。明治二十二年八月法律第二十二號に依り田畑特別地價修正を行ふたが、そ 畑の地價は明治九年十年の頃に出來上つたのであるが、中には匇卒の間に成つたものもあつた は單に地價の低落したる土地のみ之を行つたので、 に涉つてゐたに過ぎなかつた。而して當初に於ては地價の改正は五年毎に之を行はんとしてゐた のであつた。 之を我國過去の例に徴するに、 明治十三年第二十五號布告で、早くも修正にかゝつた。倂し其之を行ひたるは 明治十七年の地租條例には、 是が故に此口畑地價修正も一部的に過ぎなかつたと謂はねばならぬ。 帝國議會の開かる (三月布告第七號)一定期間毎に地價を修正するときは前以て其旨を 地價修正の事業は仲々容易に行はれぬことを知るのである。 ~や、 地價修正案は屢々議せられたけれごも、 田畑地價を修正したのと、 地價の騰貴したる土地は從前の儘に据え置 而して明治三十一年の田畑地 明治四十三年法 多くは 極めて小 價修 物 かつた に成ら Ē 地 田

之を要するに、我國は地質制度を採つて以來約半世紀の間に、只二回の田畑地價修正と一回の宅

つたといつても差支ないのである。 及んで ゐない、故に大體論からいふと約半世紀間に於て宅地價修正の外、 地償修正を行はなか

ことが出來ぬ、地價制度は之を捨てねばならぬといふ結論に達するのである。 出來ぬ。一定期毎に地價修正が行はれないとすれば、第二項に述べた地租の缺點は終に之を除く 來を卜するに足りる、 修正論 此の如 も非常に喧 く過去に於ては、 しかつたのにも拘らず、 將來に於ても亦一定期を隔てゝ地價修正の行はるゝことを豫期することが 定期毎に地價修正を行ふことが豫期せられてゐたに拘らず、 それが實行せられなかつた。 此過去の事跡は又以て將 叉地

2) 紬 盆 訛

|益説とは土地の總收入より之が爲めに必要なる經費を除き去りたる殘額を標準として課すべ

しどする説である。

入れ + た勞働も必要であるのである、 の總收入は收穫高である、 其收穫を得る爲めには、 故に純益を得んさせば、 肥料も種子も、 收穫高より此等の經費を除き去らね 農具等の資本も、 雇

純盆は土地 より 地 租 き實際の收益であつて假想的でない、能 く其地主の擔稅力を表はしてゐる

ばならぬ

九五) 五一九

第十六卷

盆 てそこに弾力性があらはれることになる。 ŧ ることが無い。 一の程度に於て課せられるのであるから、 故に土地の純益に課する税は最も擔稅力に應する稅となる。 又純金は各土地に就て年々之を定むるのであるから、 各地の間に於て又各地主の間に於て負擔の不公平を生 此くして我現行地租條例の觖點の大部分は之を除き去 地租の收入は漸増して承 又何れの土地も皆具純

H

任して置いては税制の整理とならぬのである。そこで此種の地租改正論は地租の改正で濟まね、 得税制度が之に代はることゝなるのである、 租は箇別所得税となつて來る。 少くとも營業税をも箇別所得税の形に改めねばならぬ、此くして收益税制度が廢せられて箇別 つて地租改 此 如 く純益を標準とするときは地價を標準とするが如き弊は之を一掃することが 正として最も論理に適つてゐるものと謂は **箇別所得税を立てることゝなれば、** 地租のみを箇別所得税として營業税を從來の儘に放 ねばならぬ。 所が此の説に依るときは、 地租を改めただけでは足らぬ 出 來る、 地

税制の根本的整理の問題となるのである。

せられない、 ふるに、 歩を進 それといふも農民の經濟は、 茲にも め 亦簡別 地租が營業税と共に箇別所得税となり、 筋得稅の短所が表はれて來る、 今侚自然經濟の域を脱せざるもの少くない有様で、 即ち第一には土地の所得は その間に何等の不權衡を生ぜ E 直、に 申告

家の生産し且つ消費する穀物野菜等を金錢に換價することが出來ぬ。 就て之を見るも、 帳簿を作つて其收支を記入してゐる農民は比較的少い。是が故に申告する所は 又金銭の換價したるものに

必ずしも實際の純益と一致せないことゝなり、それを標準として課する地租は擔稅力に應せない

は, 更に不公平を増すことゝなる。 稅となる、 地租の課稅標準と所得稅の課稅標準とが、全然相同じきものとなり、 是れ既に不公平である。 第二に、 然るに此申告幷に調査は 納税義務者が土地の外に所得を得る源を有せざる場合にいいいいい **义所得税にも用ひられ** 納税者をして名を異に ることゝ

て來るのである。 し質を同じうする二重枕であるといふ感を起さしめ、租稅心理の上から見て堪へ難いものとなつ

ることにせなければ辻褄が合はぬことゝなる、是が故に純益説を行はんとせば、 ら地租に於て純益を標準とすることが正しいとしても、營業税に於ても同じ様に純益を標準とす 之を要するに純盆説は最も理論に適ひ、以て現行地租の缺點を除去することが出來る、 現行收益稅制度

併し乍

直接税制度の根本的整理となつて來るのである。

之に代ふるに

箇別所得税制度を

以てせねばならぬ、

從て地租の改正論といはんよりは、

(3)賃 憤 價 格 揺

純 盆枕は前述 ፚ るが 如く、 理論 に適ふも、 實際純益を捕へ得ない から、 却て不公平となる虞が

(第三號 九七)

盽

ある。そこで純盆と迄行かなくとも、それに近い所で満足せねばならぬ、是に於て賃貸價格訊が

起つて來る。

賃賃價格標準説は土地を賃貸して地主の得べき小作料其他の借地料を課稅標準として課せんと

する説である。

の案)を立つるに當り、地租改正の骨子として採つたのは此説であつた。 臨時財政經濟調查會特別委員會が稅制整理第三案(所得稅を中心として收益稅を補足稅となす

今臨時財政經濟調查會特別調查會の立てた地租制度改正要領に依ると左の如くである。

- 課税標準、1 課税標準は賃貸價格に依る、2 賃貸價格は前年の實蹟に依る、但し賃貸に付せざるものは之を許定す、
- (1) ↑月一日 現在に於ける土地所有者は毎年一月中に於て前年の賃貸價格を申告するここ、但し前年に於て賃貸に付せる

課税標準の調査決定、大体現行所得税法の手續に準するここ、即ち左の通り;

- (2) 課税賃貸價格は税務署に於て右申告た基礎とし、申告なきもの叉は申告不正さ認むゐものは、相當資料に依り其關査を るものは瀕地に比進して申告すること
- 課税賃貸價格の決定に付ては時に設くる闕査委員會に付議し其決議に依り政府之を決定することで

三 税率 賃貸價格百分の四の比例税率とす、

なすこさ

共に地方税に委譲することに決したのである。而して地租を地方税に委譲したる後如何に之を改 臨時財政經濟調査會にては此第三案を捨てゝ第一案を取り、財産稅を創設し、 地租は營業税と

3 正するかに就ては何等報告する所がないが、此場合に於ても多分右の案に依らうとするのであら

地 『料を調べ、宅地に就ては借地料を調べることにならう。所で我國に於ては耕地は總面積中約半分 税力に應すること ^なり、第二には各土地に付き賃貸價格を正確に調べることが出 用は僅少に止 ずることゝならうし、 實蹟に依るのであるから、 地となれるものゝ借地料は確かに調査することが出來る。 位 府之を決定するといふことになれば、亦正確に近い賃貸價格が出て來やう。又賃貸價格は前年の 借宅地の賃賃價格を標準として斟酌を加へることゝし、其手續として調査委員會の議に附し、 體小作料は純益ではないが、 此案に依れば年々歳々賃貸價格を調査することゝなる、賃貸價格といへば、 自他共に使用せざるものに至つては之を評定せねばならぬ、 小作に附せられてゐるから、 まるからである、 小作料が増して來にときは、其翌年の地租は之に比して増すことゝならう。 小作争議等で小作料の滅じたときは、其翌年の地租が之に比例して減 故に賃賃價格を標準として課税するときは、 その小作料は正確に調べ上げることが出來る。 之に反して自作地、 其評定に就ては其近隣の小作地 濫し、 其小作を監督する毀 第一には納 耕地に就ては小作 自宅地、 宅地に就ても借 來 る以上、 税者の擔 無償貸付 谷 政

論地租

肼

地主間に於け

第十六卷 (第三號 九九) 五二

る負擔の不公平もないことゝなり、第三には賃賃價格の騰つて來るに從つて租稅收

朏

స్త のである。此くして賃貸價格を標準とすれば、殆んご現行地價制度の飮點を除き去ることが 調査に参考とせられ、課税の手續上に於て地租と所得税とは互に相補ふことが出來ることゝなる 人も多くなるから、そこに彈力性を帶ぶることゝなり、 第四には、賃賃價格の調査は土地所得の Ш

確であるといふことが出來ない。併し是等は尙賃貸價格評定に際し一定の標準を捕捉 10 但 である。所が山林原野等に至つては借地が必ずしも多くない、近邊に山林原野の借地がないとす 定めることが六ヶ敷い、近邊の小作地に比準して之を定むるより外ないことゝなる、 評定することは、 於ける農家の宅地は倍地となれるものが少い、 論 しこは賃賃價格が精催に調べ上げられ得ることを前提とする。 |じて弦に至れば賃貸價格標準説は地租收正として最も富を得てゐるものと斷ぜねばならぬ 其質容易で無い、 殊に其近邊に小作地借宅地のない所に於てさうである、 從つて其賃賃價格は近邊の借地に比準して之を 所が自作地自宅地の賃賃價格を し得 それでは精 田 企

次に賃賃價格を調査するが爲めに調査多員會を設くるさせば、徴枕費は現行制度よりも多くない

れば、比準に依つて賃貸價格を定むることは困難となつで來るのである。

年々歳々小作料を金錢に換價せねばならね、 つて來やう。 小作料は現今に於て多く金納でなくして米納である、 而して換價の標準は之を取引所に於ける米の公定相 從て地租調查委員會に於ては

のである、 場に求めねばならねであらう。此くして小作料の捕へ得るものにしても尚相當に調査費を要する 類地に比準して評定するものに至つては更に徴税の費用を要するのである。 是れ徴稅

費が多くなるといふ所以である。

底的に而も公平に行はれぬかも知れぬから、 之を要するに賃貸價格説は地租改正の一名業たるを失はぬ、 間より敏難のないものと考ふることが出來ぬ。 只賃貸價格を調べ上げることが微

結

論

的 からである、 放任して置く譯に行かね、 を廢止すれば收益税の一 一廢止論が是認せられねばならぬ所以である。 上來述べ來りし所に依つて之を觀れば、 そこで廢止するにしても代はりの稅を立てゝ以て稅制を整へ 角を崩し、 さればとて全然無條件的に之を廢止することも出 所得税と收益税と相勤立するの税制を打ち壌はすことゝなる 我國の地租には、 非常に缺點がある ねばならぬ、 婇 ØĴ から、 無條件 從來の 是れ條件 的 に之 儘に

宜しいが、 此 論 理 は地租委讓論にも當て敏めることが出來る、 之に代るべき國稅を立てなければ稅制を紊すことゝなるのである。 國税としての地租を地方税に委譲するのは 是が故に條件的委

譲論が是認せられねばならぬ。

時論 地 租

論

第十六卷 (第三號 101) 五二五

第十六卷

純盆說、 價格を課稅標準とするからには、地租も地償を課稅標準とせねばなるまい、それには地價修正を なれば、 前提とすること論する迄も無い。 として存することになる、 ことに依つて之を決せねばならぬ。 身の長短を考へた丈けで之を決することが出來ぬ。 づ比較的無難であるのは賃貸價格説である。 し又は冤税黗を設くることは、差して難問題でないが、 として地租を保留せねばならぬ、 地租の條件付廢止論、 地租も亦純盆説に從つて之を改めねばなるまい。之を要するに地租の改正は地租それ自 賃貸價格説等種々の説を生するが、 地租の條件的委讓論を是認するとし、 此場合に地租は之を改正せないで置く譯に行かね、 之に反して營業税其他の收益税が純益を課税標準とすることゝ 又條件が充たされて地方税に委譲するとしても、 **併し乍ら營業税其他の收益税が資本價格其他の財産** 何れも完全であるといふことが出來ね、 收益税制度全體の整理を如何にするかといふ 課税標準の改正に至つては地價修正説 其條件が充たされないとせば國稅 地租 地租は地方税 の税率を輕減 その中で先